

平成 28 年度厚生労働省科学研究費補助金
(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業)

「妊婦健康診査および妊娠届を活用したハイリスク妊産婦の把握と
効果的な保健指導のあり方に関する研究 (H27-健やか-一般-001)」

研究代表者：

地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立母子保健総合医療センター
統括診療局長 兼 産科主任部長 光田信明

A 市要保護児童対策地域協議会における特定妊婦の支援について

研究責任者 光田 信明 大阪府立母子保健総合医療センター 産科 主任部長
研究協力者 鍛冶 みか 和泉市生きがい健康部健康づくり推進室健康増進担当 統括主査
伊勢 新吾 和泉市教育委員会こども部 こども未来室 保健師
和田 聡子 大阪府立母子保健総合医療センター看護部 看護師長

研究要旨

【目的】

特定妊婦の出産後の養育状況を検討することを目的とした。

【方法】

特定妊婦は医療機関と保健機関双方から『気がかりのある妊婦』としてあげられた妊婦を周産期ネットワーク部会で協議の上決定した。要保護・支援児童の母親が妊娠した場合には特定妊婦とした。特定妊婦への支援は妊娠中から出産後まで関係機関が必要な支援を行った。特定妊婦からの出生児は、出生直後には要支援児童として登録し、支援を行った。1 年後には要保護児童対策地域協議会実務者会議の進行管理会議で評価をおこなった。評価結果は要保護児童、要支援児童、終結、転出に区分した。

【結果】

4 年間（平成 24～27 年度）で特定妊婦は 163/5893(2.8%)であり、要保護・支援児童の母親は 63/163(38.7%)であった。出生児の平成 28 年 3 月末時点における転帰を示す。要保護児童 :21/72(29.2%)、要支援児童 :13/72(18.1%)、終結 :21/72(29.2%)、転出:17/72(23.6%)であった。

特定妊婦とその他妊婦に分けて転帰をみた。その他妊婦は同時期における特定妊婦以外の妊婦とした。転帰は要保護・支援児童とその他(終結、転出)とした。特定妊婦からの要保護・支援児童は 34/72(47.2%)であり、その他の妊婦からの 64/2852(2.2%)に比して有意に高頻度であった。要保護・要支援児童(98 人)のうち特定妊婦からの発生は 34 人(34.7%)であった。

【結論】

特定妊婦からは高い頻度で児童虐待が発生する。早急な妊娠中の社会的ハイリスク妊婦の評価、支援策の策定が強く望まれる。

A. 研究目的

特定妊婦の、出産後の養育状況を検討することを目的とした。

B. 研究方法

A 市においては平成 25 年に要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）の部会として「周産期ネットワーク部会（以下、部会）」を設置した。これは、産科医療機関・母子保健・児童福祉による「特定妊婦」支援ためのネットワークづくりのために設けられた部会である。

特定妊婦は医療機関と保健機関双方から『気がかりのある妊婦』としてあげられた妊婦を部会で協議の上、決定した。要保護・支援児童の母親が妊娠した場合には特定妊婦とした。

特定妊婦への支援は妊娠中から出産後まで関係機関が必要な支援を行った。

特定妊婦からの出生児は、出生直後には要支援児童として登録し、支援を行った。1 年後には要対協実務者会議の進行管理会議で評価をおこなった。評価結果は要保護児童、要支援児童、終結、転出に区分した。

C. 研究結果

表 1 に各年度の特定妊婦数を示す。4 年間（平成 24～27 年度）では 163/5893(2.8%)であり、要保護・支援児童の母親は 63/163(38.7%)であった。

表 2 に出生児の平成 28 年 3 月末時点における転帰を示す。要保護児童:21/72(29.2%)、要支援児童:13/72(18.1%)、終結:21/72(29.2%)、

転出:17/72(23.6%)であった。

表 3 は特定妊婦とその他の妊婦に分けて転帰をみたものである。その他の妊婦は表 2 の同時期における特定妊婦以外の妊婦とした。転帰は要保護・支援児童とその他(終結、転出)とした。特定妊婦からの要保護・支援児童は 34/72(47.2%)であり、その他の妊婦からの 64/2852(2.2%)に比して有意に高頻度であった。要保護・要支援児童のうち特定妊婦からの発生は 34/98(34.7%)であった。

D. 考察

特定妊婦は児童福祉法第 6 条 3 の第 5 項(平成 21 年 4 月 1 日)において『出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦』とされている。今回、【児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(平成 28 年 6 月 3 日)】の[児童虐待の発生予防の項目]内において、以下のように記載されている。児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項に規定する要支援児童等（支援を要する妊婦、児童及びその保護者）と思われる者を把握した病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、その旨を市町村に情報提供するよう努めることとする(児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項)。すなわち、特定妊婦への支援は子育て支援を通して、児童

虐待の発生予防を期待する面がある。特定妊婦の同定と支援策策定が望まれる所以である。健やか親子 21(第 2 次)においても基盤課題 A:切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策、重点課題 2:妊娠期からの児童虐待防止対策が提唱されている。しかしながら、特定妊婦を追跡した場合にどの程度児童虐待が発生するのか、特定妊婦支援が児童虐待発生防止に繋がるのかは不明である。今回の研究によって特定妊婦から出生した児童の転帰が判明した。特定妊婦からの要保護・支援児童は約半数(47.2%)に発生していた。これは関係機関が母児への支援を行っていたにもかかわらずの結果という背景を考えなければならない。特定妊婦以外の妊婦からは 2.2%(64/2852)の発生率であり、この発症率の差からみても妊婦を取り巻く社会的要因分析から妊婦を社会的ハイリスク妊婦であるのかどうかをアセスメントすることの重要性が認識される。さらに、その他妊婦には特定妊婦ではないが、社会的ハイリスク妊娠である妊婦が相当数含まれている。特定妊婦ではない社会的ハイリスク妊婦からの出生児の転帰調査も必要である。平成 27 年度当研究班によって大阪府の特定妊婦数は平成 26 年:352/36,244(1.0%)、平成 27 年:470/38204(1.2%)であった。本研究においては、この結果に比して約 2 倍の認定数となった。これは、特定妊婦の定義、アセスメント項目、関係機関の情報収集力等の差が考えられる。従って、関係機関で統一された評価方法が待たれるところで

ある。

終結はわずか、29.2%(21/72)に過ぎない。これも分娩後の母児に関係機関が支援を行った結果ということも併せて考えなければならない。母児への支援がなければ、終結はさらに少なかったことが予想される。

転出については詳細が不明な部分が多いのであるが、17/72(23.6%)という結果であった。この意味するところは今後も内容を明らかにする必要性があると考えられる。

要保護・支援児童からみると、特定妊婦からの出生は 34/98(34.7%)であった。すなわち、特定妊婦への母児支援が完璧に児童虐待を防止したとしても、児童虐待全体への防止効果は 1/3 程度と推定される。しかし、特定妊婦ではない社会的ハイリスク妊娠の関与を考慮すれば、この児童虐待防止寄与率はさらに高くなることが推定される。

E. 結論

特定妊婦からは高い頻度で児童虐待が発生する。早急な妊娠中の社会的ハイリスク妊婦の評価、支援策の策定が強く望まれる。

F. 健康危険情報

研究内容に介入調査は含まれておらず、関係しない。

G. 研究発表

1. 論文発表
なし

2. 学会発表

1) 鍛治みか、その他：和泉市要保護児童対策地域協議会における特定妊婦の支援について 第1報 2016.11.25
第22回日本子ども虐待防止学会 大阪

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得：なし
2. 実用新案登録：なし
3. その他：なし

I. 問題点と利点

特定妊婦の指定は客観性に乏しい。後方視的であるので支援がない場合には児童虐待が増加すると思われるが、限界がある。自治体単位の実証的研究は貴重である。

J. 今後の展開

大阪府の市町村で同様の調査を平成29年度に追加する。

参考文献

1) 社会的ハイリスク妊娠の推定値
平成27年度厚生労働省科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）「妊婦健康診査および妊娠届を活用したハイリスク妊産婦の把握と効果的な保健指導のあり方に関する研究（H27-健やか-一般-001）」
分担研究報告書 光田信明

	妊娠届出数	特定妊婦数	
		総数	要保護・支援児童の母
平成 24 年度	1623	27 (1.7%)	17 (63.0%)
平成 25 年度	1471	33 (2.2%)	13 (39.4%)
平成 26 年度	1434	39 (2.7%)	14 (35.9%)
平成 27 年度	1365	64 (4.9%)	19 (29.7%)

表 1：年度別の特定妊婦数

	特定妊婦数	平成 28 年 3 月末の評価			
		要保護児童	要支援児童	終 結	転 出
平成 25 年 度	33	8	5	10	10
平成 26 年 度	39	13	8	11	7
計	72	21	13	21	17

表 2：出生児の転帰

	特定妊婦	その他	合計
要保護・支援児童	34	64	98
その他	38	2788	2826
合計	72	2852	2924

表 3：特定妊婦・その他の妊婦の転帰